

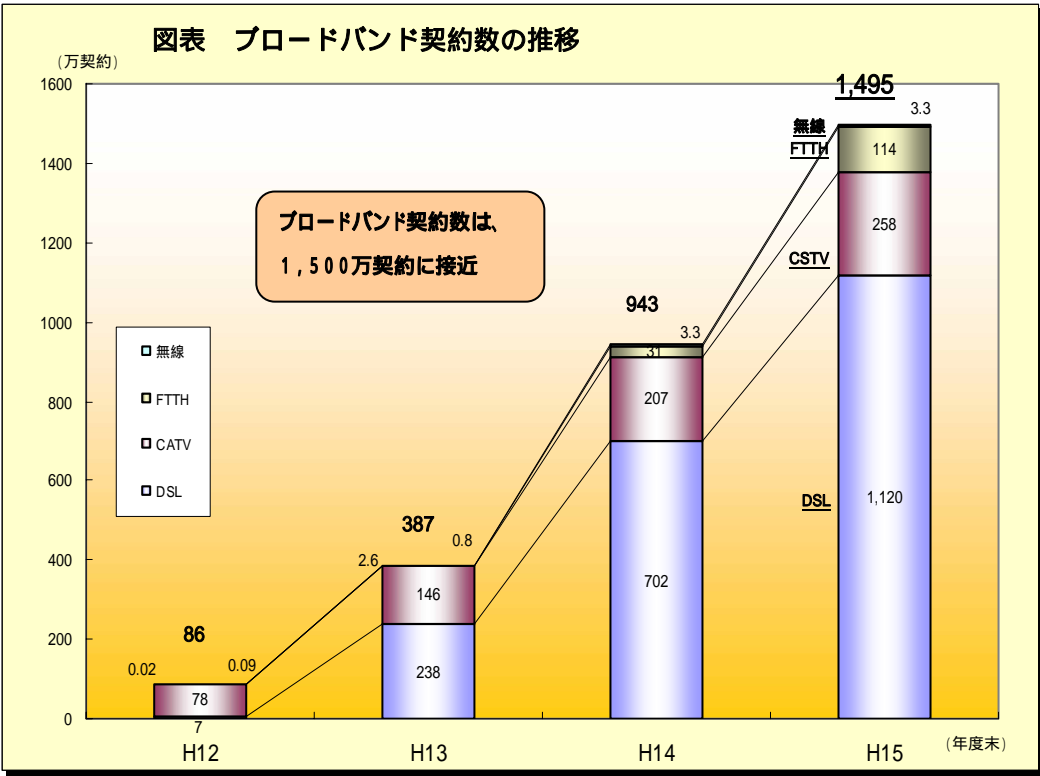
3. 電子政府・電子自治体に関する国、道の動き

国の動き

(1) 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)
 - 2001年(平成13年)1月6日施行 -

【解説】
 同法に基づき、国は「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置し、国家戦略として「e-Japan戦略(2001(平成13)年1月)」、「e-Japan戦略(2003(平成15)年7月)」を策定。
 2001(平成13)年3月、2002(平成14)年6月、2003(平成15)年8月と「e-Japan重点計画」を策定・改定し、2005年(平成17年)までに世界最先端のIT国家となることを目標として、国をあげて施策推進に取り組んでいます。

【重点施策】
 5年以内(2005年)のプロードバンド網整備。
 電子商取引の拡大に伴う法整備や通信事業者の公正な競争を促進するための規制緩和。
 電子政府・電子自治体の基盤づくり。
 各種IT講習会の開催や学校教育の情報化など人材育成の強化。



「平成16年版 情報通信白書/総務省(平成16年7月)」より

(2) 「電子署名及び認証業務に関する法律」(電子署名・認証法)

- 2001 年(平成 13 年)4 月 1 日施行 -

【解 説】

匿名性の高いインターネットでの申請・届出では申請者自身を行政窓口で確認する必要があります。パソコン等で作成した電子申請情報に申請者本人が、書面申請時のサインに相当する行為を電子的に代用する行為とそれを認証する制度を定めています。

(3) 「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」(I T 書面一括法)

- 2001 年(平成 13 年)4 月 1 日施行 -

【解 説】

書面交付に代えて記載事項等を情報通信技術の利用により電磁的交付を可能とする関係法律の改正に関することを定めています。

(4) 「電子政府及び電子自治体を推進するための行政手続オンライン化関係三法」

- 2002 年(平成 14 年)12 月 13 日公布 -

【解 説】

雇用保険被保険者取得・喪失届出やパスポート交付申請、戸籍謄抄本の交付申請など 5 万 2000 件の手続について、書面による手続きに加えて、原則としてすべてのオンライン化による手続きも可能とするための関係三法を整備して、電子自治体化を推進しています。

【関係三法】

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(行政手続 I T 利用法) ~ 行政機関の電磁的記録による書類の縦覧・閲覧や作成・保存を可能とするもの。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(整備法) ~ 行政手続 I T 利用法での規定では完全でないものや、例外規定の必要があるものについて、個別法律の改正を束ねたもの。

「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(電子署名認証業務法) ~ 第三者による情報改ざん防止、通信相手の確認、個人認証サービス提供制度を整備するもので、市町村窓口での電子証明書の提供を受けることを可能とするもの。

国の電子自治体化スケジュール

・基本方針	国・地方を通じた共通基盤 (公的個人認証サービス ⁽¹⁾ 、組織認証 ⁽²⁾ 、住民基本台帳ネットワークシステム ⁽³⁾ 、総合行政ネットワーク ⁽⁴⁾) H15までに整備
-------	---

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
ネットワークの整備 1. 総合行政ネットワーク	全県政令市で運用開始(10月)	市町村で逐次稼働	全団地で運用開始	
	ネットワーク運用開始	住基カード交付準備	全面運用開始	
本人確認の仕組みの整備 1. 組織認証基盤	ｼｽﾃﾑ構築(3月)	市町村で逐次構築	全団地で運用開始	
	ｼｽﾃﾑ構築(3月)	全国的な実証試験	構築	運用開始
電子窓口の整備 ・電子申請ｼｽﾃﾑ	ｼｽﾃﾑ構築(3月)	認証基盤との接続実験	決済基盤との接続実験	運用開始
	ｼｽﾃﾑ実験	システム構築、対象手続拡大、運用開始		
・公金収納ｼｽﾃﾑ含む 地方税の電子申告	地方税電子化推進協議会の検討	モデル・システムの実証実験	可能な税目から、順次システム構築、運用開始	
	電子調達	先進団体でのｼｽﾃﾑ実験	順次、運用団体の増加	
地方選挙における 電子投票	施行準備 関係機関と調整	施行実施の促進(技術面、財政面の支援等)	実施	

公的個人認証サービス
電子サービスを利用する
方が使用する電子証明書
を交付し、他人によるなり
すまし申請や通信途中で
の改ざんなどを防ぐための
機能を、全国どこに住ん
でいる人に対しても提供す
るものです。

組織認証
「公的個人認証サービス」
で提供する機能を、個人で
はなく、企業等の組織に対
して提供するものです。

住民基本台帳ネットワー
クシステム
地方公共団体共同のシス
テムとして、居住関係を公
証する住民基本台帳のネ
ットワーク化を図り、4情報
(氏名、生年月日、性別、
住所)と住民票コード等
により、全国共通の本人確認
を可能とするシステムで
す。

総合行政ネットワーク
(Local Government Wide
Area Network の略称:
LGWAN)
国・都道府県・地方自治体
を外部から閉じられた専用
回線によって、相互に接続
する広域的でセキュリティ
の高い行政ネットワークで
す。

「電子政府・電子自治体推進プログラム/総務省(平成13年10月)」より

道の動き

(1) 「北海道高度情報化計画・改定計画」

- 2003年(平成15年)3月策定 -

【解説】

2001年(平成13年)に策定された「北海道高度情報化計画」を、情報化情勢の変化に的確に対応するため見直しを行ったもので、ブロードバンド時代の到来、インターネットの急速な普及・浸透、国の情報施策の加速的展開、電子自治体化の進展、人材育成などについて、今後の北海道の情報化施策の展開方向を示したものです。

(2) 「北海道行政手続オンライン化関係条例」

- 2004年(平成16年)4月施行 -

【解説】

国の「行政手続オンライン化関係三法」制定を受けて、北海道における行政手続の中で書面によるもののほか、オンライン^()による手続きを可能とするもので、「申請書のダウンロードセンター^()開設(平成13年10月)」、「申請手続きオンライン化アクションプラン^()策定(平成15年9月)」、「汎用電子申請システムの構築(平成16年4月稼動)」など電子道庁の構築に向け具体的な取組を行っています。

オンライン
コンピュータ同士が、通信回線を通じて直結している状態。

ダウンロードセンター
ホストコンピュータに置かれているデータを自分の端末に転送するための、インターネット上に存在する機関。

アクションプラン
計画や構想に対する行動計画。

(3) 「北海道電子自治体プラットフォーム(HARP^())構想」と市町村用電子申請システムの稼動

- 2005年(平成17年)稼動予定 -

【解説】

北海道内市町村の電子自治体化促進のため、その実現に当たって必要となる各種システムの共通基盤機能と電子申請システムを北海道と市町村で共同して、効率的、効果的に構築し、共同利用することで開発・運用費用の大幅な低減と促進化を図るものです。詳細については「HARP構想の推進」(P18)で説明しています。

HARP
[Harmonized.Applications.Relational.Platform]の略称。電子自治体システムを、個別の手続きや市町村によって異なる部分と、どのシステムも必要とする基盤部分に分割し、基盤部分を市町村と道で共有しようとするもの。